

国立研究開発法人物質・材料研究機構

高圧ガス安全取扱規程

平成13年6月14日
13規程第48号

改正：平成14年 4月25日 14規程第25号
改正：平成16年11月25日 16規程第68号
改正：平成18年 3月28日 18規程第57号
改正：平成20年 3月25日 20規程第42号
改正：平成21年 3月30日 21規程第67号
改正：平成21年 5月11日 21規程第79号
改正：平成23年 4月27日 23規程第48号
改正：平成24年 7月31日 24規程第61号
改正：平成26年 9月24日 26規程第47号
改正：平成27年 3月24日 27規程第83号
改正：平成28年 3月29日 28規程第30号
改正：令和 5年 2月28日 2023規程第63号

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構における高圧ガスの取扱いに關し必要な事項を定め、もって事故の発生を防止し安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧ガス保安法」という。）第2条に規定する高圧ガスをいう。ただし、高圧ガス保安法第5条に基づく製造及び第16条に基づく貯蔵に係るものは除く。

（取扱責任者）

第3条 高圧ガスの取扱いに關し安全を確保するため、高圧ガスを取扱う場所ごとに高圧ガス取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 グループ、プラットフォーム、ユニット等の長は、高圧ガスを取扱う場所ごとに取扱責任者を指名し、別紙（高圧ガスボンベ使用中）に必要な事項を記入の上、当該実験室の扉又は見易い場所に標示しておくこと。

3 取扱責任者は、高圧ガスの取扱いについての指導及び監督を行う。

（安全取扱基準）

第4条 高圧ガスを取扱う者は、別に定める「高圧ガス作業安全基準」に従って行わなければならない。

(総量管理)

第5条 安全管理者は、高圧ガス保有量の適正な管理を行う。

2 安全管理者は、保有量が法に基づく貯蔵限度を超える恐れがあると判断した場合、高圧ガスを取扱う者と協議し、納入量等を調整するものとする。

(危険時の措置)

第6条 取扱責任者は、高圧ガスの容器からの漏出又は容器が外傷を受けたとき、その他の危険な状態となったときは、直ちに応急措置を講じ、安全衛生責任者及び安全管理者に報告しなければならない。

(事故対策)

第7条 取扱責任者は、高圧ガスの取扱いによる事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、安全衛生責任者及び安全管理者経由で総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 取扱責任者は、事故原因の調査及び再発防止のための適切な措置（以下「安全対策」という。）を検討し、その結果を安全衛生責任者及び安全管理者経由で総括安全衛生管理者に報告するとともに、その対策を実施しなければならない。

3 総括安全衛生管理者は、前2項の報告を受け、当該事故が重大な事故と判断される場合は、理事長に報告するものとする。

4 理事長は、前項の報告があった場合は、事故原因の調査結果及び安全対策を審議するため安全衛生委員会に諮問するものとする。

5 理事長は、安全衛生委員会の答申を受け、総括安全衛生管理者、安全管理者及び取扱責任者に安全対策の実施を命ずるものとする。

附 則

この規程は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月25日 14規程25号）

この規程は、平成14年4月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年11月25日 16規程第68号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第57号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日 20規程第42号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日 21規程第67号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月11日 21規程第79号)

この規程は、平成21年5月18日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日 23規程第48号)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年7月31日 24規程第61号)

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日 26規程第47号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27規程第83号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日 28規程第30号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第63号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。